

芝山町議会 9月定例会

☎ 総務課 行政係 ☎ 77-3901

平成30年第3回芝山町議会定例会が、9月10日から21日にかけて開催されました。議案12件が可決され、平成30年度芝山町歳入歳出決算が認定されました。



■ 主な内容 ■

■ 専決処分の承認を求めることについて (議案第1号)

平成30年6月に大阪市北部を震源とした地震により、小学校のプールのコンクリートブロック塀が倒壊し児童が死亡する事案が発生したことを受けて、学校施設の安全点検をしたところ、一部建築基準法施行令の規定に適合しない塀があったため、塀の撤去およびネットフェンス設置などに要する予算について地方自治法の規定により専決処分をした案件について報告し議会の承認を求める。

■ 補正額 4,687千円

■ 芝山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について (議案第2号)

介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定などの権限が市町村に移譲されたため、条例を制定する。

■ 施行期日 平成30年10月1日より施行

■ 芝山町都市計画マスタープラン策定委員会設置条例の制定について (議案第3号)

都市計画法に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針の見直しとともに、その推進にあたり必要となる事項を調査検討することを目的に、地方自治法の規定に基づき新たに策定委員会を組織するため条例を制定する。また、委員報酬も併せて設定する。

■ 施行期日 公布の日から施行

■ 芝山町消防委員会設置条例の制定について (議案第4号)

芝山町消防委員会を地方自治法の規定に基づく執行機関の附属機関として位置づけるために制定する。なお、委員は特別職の職員で非常勤のものとなるため特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例について併せて改正する。

■ 施行期日 公布の日から施行 (委員会の委員に関する規定は平成31年4月1日より施行)

■ 条例の制定について (議案第5号)

芝山町空家等対策協議会条例の委員および芝山町都市計画審議会条例の委員の報酬を規定し、地方自治法に基づき全ての委員に費用弁償を支給することができよう条例の一部を改正する。

■ 施行期日 公布の日から施行

■ 芝山町中小企業振興融資資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について (議案第6号)

芝山町の中小企業振興融資制度に係る諮問機関である芝山町中小企業振興融資資金運営委員会の委員となる取扱金融機関が新たに追加されることに伴い委員会組織規定の変更などを行うため条例の一部を改正する。

■ 施行期日 公布の日から施行

■ 工事請負契約の締結について (議案第7号)

次のとおり工事請負契約を締結したいので議会の議決を求める。

■ 契約の目的

福祉センター改修工事

■ 契約の金額

104,328,000円

- （消費税、地方消費税含む）

■ 契約の方法 指名競争入札における不落随意契約

■ 契約の相手方 株式会社 真行寺建設

■ 工期 議会議決の翌日から平成31年3月26日まで
- 専決処分の報告について**
（報告第1号）

アーチ看板が折損し、県道を走行していたトラック運転手に衝突する事故が発生した。運転手は頭部打撲などの負傷をしたことについて損害賠償額を決定し和解したことについて報告する。

■ 損害賠償の額 722,144円

■ 示談（和解）成立年月日 平成30年6月11日
- 追加議案**

■ 芝山町人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
（追加議案第1号）

芝山町人権擁護委員について、次のものを推薦したいので議会の意見を求める。

氏名 戸井 健司（新任）

平成30年度の補正予算（議案第8～12号）

（単位 千円）

会計名	補正の内容	補正前	補正後	
一般会計 (第8号)	歳入は、地方交付税、県支出金、繰越金、諸収入などを増額し、町債を減額する。 歳出は、総務管理費、社会福祉費、保健衛生費、林業費、土木管理費、道路橋梁費、都市計画費、保健体育費などを増額し、戸籍住民基本台帳費、児童福祉費、国民年金事務取扱費、社会教育費などを減額する。 また、人件費の組み替え、債務負担行為の追加および地方債の変更を行おうとする。	5,093,900	5,169,638	
特別会計	国民健康保険 (第9号)	歳入は、繰越金を増額する。 歳出は、総務管理費、償還金、還付加算金を増額する。	1,050,930	1,052,626
	農業集落排水事業 (第10号)	歳入は、繰入金を増額する。 歳出は、総務管理費を増額する。	86,400	87,222
	公共下水道事業 (第11号)	歳入は、繰入金を増額する。 歳出は、総務管理費を増額する。	353,400	353,527
	介護保険 (第12号)	歳入は、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金を増額する。 歳出は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、介護予防・生活支援事業費、償還金、還付加算金を増額する。	621,037	655,992

平成29年度の歳入歳出決算（認定第1号）

（単位 千円）

会計名	歳入総額	歳出総額	差引額	翌年度繰越額	実質収支額	
一般会計	5,851,720	5,561,798	289,922	20,597	269,325	
特別会計	国民健康保険	1,227,731	1,194,817	32,914	0	32,914
	農業集落排水事業	74,598	74,098	500	0	500
	公共下水道事業	368,914	368,410	504	0	504
	介護保険	625,211	610,004	15,207	0	15,207
	後期高齢者医療	87,676	85,965	1,711	0	1,711